

I 総括

1 沿革

- 昭和 19 年 8 月 28 日 東金保健所設置許可
- 昭和 19 年 10 月 1 日 東金町東金 1215 番地、鈴木氏の医院 (82.64 m²) を買収し、山武郡を所管区域として業務を開始。
- 昭和 25 年 4 月 10 日 東金町東金 907 番地の 1 に庁舎移転。
- 昭和 25 年 5 月 30 日 山武保健所と改称。
- 昭和 27 年 6 月 20 日 山武保健所松尾支所を松尾町松尾 52 の 7 番地に開設。
- 昭和 29 年 4 月 1 日 山武保健所を東金保健所と改称し、松尾支所が松尾保健所となる。
- 昭和 44 年 7 月 15 日 土気町が千葉市に合併し、東金保健所の管轄外となる。
- 昭和 45 年 9 月 16 日 松尾保健所が鉄筋コンクリート 2 階建 (延 827.6 m²) の新庁舎となる。
- 昭和 46 年 4 月 1 日 東金保健所が現在地 (東金市東金 907 の 1) に鉄筋コンクリート 2 階建 (840 m²) の新庁舎となる。
- 平成 9 年 4 月 1 日 地域保健法の全面施行により東金保健所と松尾保健所が再整備され、山武保健所となる。
- 平成 12 年 1 月 31 日 旧東金保健所敷地に建設された新庁舎 (鉄筋コンクリート造 3 階建、延 2,309.8 m²) が完成し、業務開始する。
- 平成 16 年 4 月 1 日 山武保健所と山武支庁社会福祉課が統合し、「山武健康福祉センター (山武保健所)」となる。

表 1 歴代所長

東金保健所			松尾保健所		
代	氏名	就任年月日	代	氏名	就任年月日
初代所長	高田 美正	昭和19. 8. 28～20. 2. 28	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>支所長 大塚 信義(兼)</p> <p>初代所長 加藤 義治郎</p> <p>2代 実川 渉</p> <p>3代 村上 斉</p> <p>4代 丸山 正雄</p> <p>5代 斉藤 英夫</p> <p>6代 長井 和行</p> <p>7代 多留 通矩</p> <p>8代 長井 和行</p> <p>9代 斉藤 実</p> <p>10代 谷 修一</p> <p>11代 坂 正紀</p> <p>12代 相沢 多満(兼)</p> <p>13代 斉藤 実</p> <p>14代 相沢 多満(兼)</p> <p>15代 日下部 茂樹</p> <p>16代 小川 啓二郎(兼)</p> <p>17代 渡邊 佐</p> <p>18代 今関 治邦(兼)</p> <p>19代 藤本 辰一(兼)</p> <p>20代 安井 成美(兼)</p> <p>21代 野島 尚武</p> <p>22代 野島 尚武<small>(事務取扱)</small></p> <p>23代 碧井 猛(兼)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>昭和29. 6. 20～29. 3. 31</p> <p>昭和29. 4. 1～29. 7. 31</p> <p>昭和29. 8. 1～31. 8. 15</p> <p>昭和31. 8. 16～36. 4. 31</p> <p>昭和36. 5. 1～39. 3. 31</p> <p>昭和39. 4. 1～41. 1. 31</p> <p>昭和41. 2. 1～41. 3. 31</p> <p>昭和41. 4. 1～42. 2. 19</p> <p>昭和42. 2. 20～42. 5. 14</p> <p>昭和42. 5. 15～43. 3. 31</p> <p>昭和43. 4. 1～44. 9. 30</p> <p>昭和44. 10. 1～50. 4. 30</p> <p>昭和50. 5. 1～51. 5. 31</p> <p>昭和51. 6. 1～52. 3. 31</p> <p>昭和52. 4. 1～54. 6. 30</p> <p>昭和54. 7. 1～56. 6. 15</p> <p>昭和56. 6. 16～58. 3. 31</p> <p>昭和58. 4. 1～59. 6. 30</p> <p>昭和59. 7. 1～61. 3. 31</p> <p>昭和61. 4. 1～63. 3. 31</p> <p>昭和63. 4. 1～平成1. 3. 31</p> <p>平成1. 4. 1～5. 3. 31</p> <p>平成5. 4. 1～7. 3. 31</p> <p>平成7. 4. 1～9. 3. 31</p> </div> </div>		
2代	三好 清夫	昭和20. 3. 1～20. 6. 29			
3代	北原 圭三	昭和20. 6. 30～21. 1. 27			
4代	藤田 静夫	昭和21. 1. 28～21. 8. 6			
5代	大塚 信義	昭和21. 8. 7～29. 4. 22			
6代	宍倉 俊	昭和29. 4. 23～35. 3. 31			
7代	大塚 信義	昭和35. 4. 1～45. 7. 20			
8代	楠本 浩	昭和45. 7. 21～47. 4. 30			
9代	大塚 信義	昭和47. 5. 1～49. 3. 31			
10代	相沢 多満	昭和49. 4. 1～55. 3. 31			
11代	鈴木 貞三	昭和55. 4. 1～59. 3. 31			
12代	今関 治邦	昭和59. 4. 1～61. 3. 31			
13代	安井 成美	昭和61. 4. 1～平成2. 3. 31			
14代	内田 佐太臣	平成2. 4. 1～5. 3. 31			
15代	野島 尚武	平成5. 4. 1～7. 3. 31			
16代	碧井 猛	平成7. 4. 1～9. 3. 31			
山武保健所					
代	氏名	就任年月日			
初代所長	碧井 猛	平成9. 4. 1～10. 3. 31			
2代	高地 刀志行	平成10. 4. 1～14. 3. 31			
3代	藤木 哲郎	平成14. 4. 1～15. 3. 31			
4代	大野 由記子	平成15. 4. 1～16. 3. 31			
山武健康福祉センター (山武保健所)					
代	氏名	就任年月日			
初代センター長	大野 由記子	平成16. 4. 1～18. 3. 31			
2代	佐久間 文明	平成18. 4. 1～20. 3. 31			
3代	中村 恒穂	平成20. 4. 1～23. 3. 31			
4代	鎗田 和美	平成23. 4. 1～27. 3. 31			
5代	大野 由記子	平成27. 4. 1～28. 3. 31			
6代	池田 凡美	平成28. 4. 1～			

2 概 要

当管内は、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の3市3町の行政区域からなる人口約21万人、面積約429k㎡の地域である。九十九里平野中央部及び下総台地の一角に位置し、東部は太平洋に面する九十九里海岸、中央部は平野、北西部から南西部にかけては丘陵地帯から成り、気候は温暖で自然環境に恵まれている。

山武地域は古くからの農漁村地域であり、山武市では杉を中心とした林業も営まれてきた。現在も農業において稲作を中心に野菜・果実等の生産が盛んであり、水産業においてもいわしを中心とした魚貝類の漁業や水産加工業が盛んである。近年は成田空港に近接した地域や圏央道沿線地域で企業誘致が進められ、また、海岸に面した地域では海水浴・サーフィン・釣り等の観光業が盛んであり、さまざまな産業が展開されている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

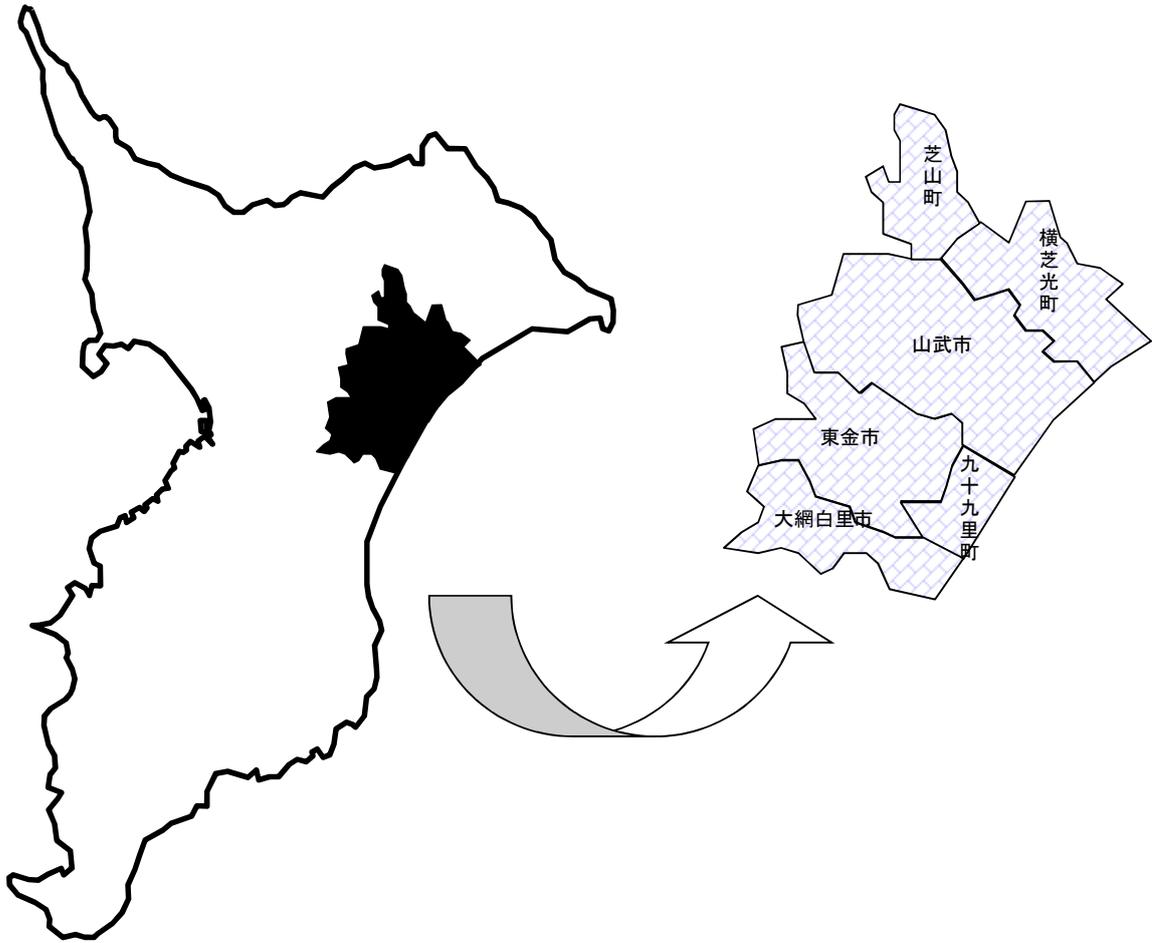
表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	81,785	205,194	478.7	428.67
東金市	25,438	59,668	669.5	89.12
山武市	19,697	50,660	345.2	146.77
大網白里市	19,233	48,677	838.1	58.08
九十九里町	6,344	15,688	641.6	24.45
芝山町	2,510	7,304	168.9	43.24
横芝光町	8,563	23,161	345.6	67.01
県 総 数	2,692,483	6,257,886	1,213.3	5,157.64

出典：(人口)平成29年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 平成29年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) - アのとおりで、平成 29 年 4 月 1 日現在、年齢 3 区分によると 0 歳～14 歳の年少人口の割合は 10.5%、15 歳～64 歳の生産年齢人口は 59.0%、65 歳以上の老年人口は 30.5%で、老年人口の割合が年少人口の割合を大きく上回っている。

管内の平成 29 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階層別人口構成は図 3 - (2) のとおりである。

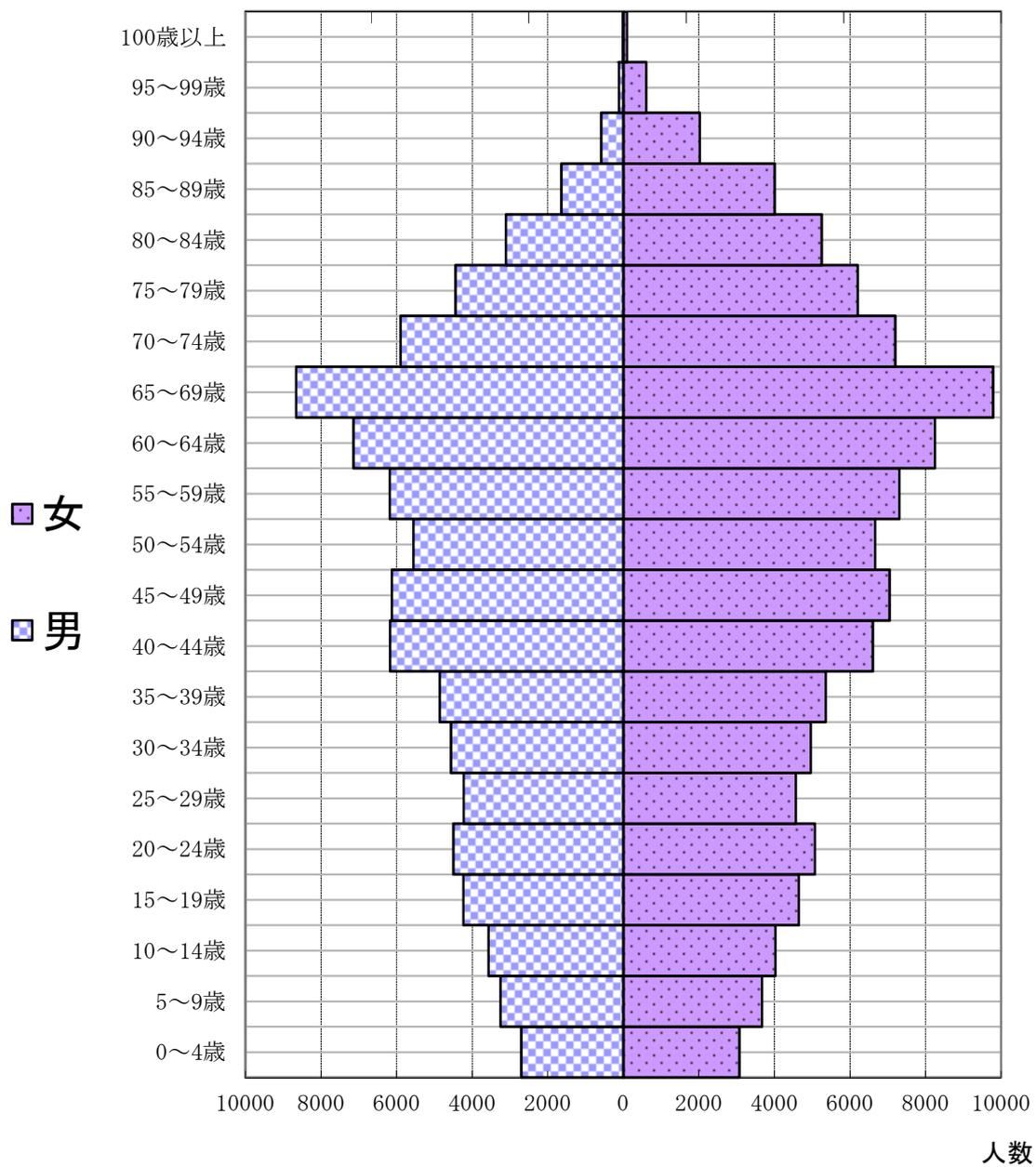
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳		
			0歳~14歳	%	15~64歳	%	65歳~	%		%	
管内	14	218,023	32,663	(15.0)	144,972	(66.5)	40,388	(18.5)	0	(0.0)	
	19	227,613	29,468	(12.9)	149,105	(65.5)	49,040	(21.5)	0	(0.0)	
	24	222,970	26,382	(11.8)	143,536	(64.4)	53,052	(23.8)	0	(0.0)	
	27	215,250	23,414	(10.9)	130,655	(60.7)	61,181	(28.4)	0	(0.0)	
	28	213,355	22,853	(10.7)	127,506	(59.8)	62,996	(29.5)	0	(0.0)	
	29	211,431	22,188	(10.5)	124,724	(59.0)	64,519	(30.5)	0	(0.0)	
東金市	14	61,341	9,649	(15.7)	41,967	(68.4)	9,725	(15.9)	0	(0.0)	
	19	61,376	8,505	(13.9)	41,513	(67.6)	11,358	(18.5)	0	(0.0)	
	24	60,711	7,412	(12.2)	40,023	(65.9)	13,276	(21.9)	0	(0.0)	
	27	60,201	7,025	(11.7)	38,019	(63.2)	15,157	(25.2)	0	(0.0)	
	28	59,962	6,895	(11.5)	37,328	(62.3)	15,739	(26.2)	0	(0.0)	
	29	59,671	6,721	(11.3)	36,709	(61.5)	16,241	(27.2)	0	(0.0)	
山武市	旧成東町	14	25,331	3,696	(14.6)	16,459	(65.0)	5,176	(20.4)	0	(0.0)
	旧山武町	14	20,765	3,528	(17.0)	13,951	(67.2)	3,286	(15.8)	0	(0.0)
	旧藤沼村	14	4,891	708	(14.5)	3,054	(62.4)	1,129	(23.1)	0	(0.0)
	旧松尾町	14	11,648	1,551	(13.3)	7,521	(64.6)	2,576	(22.1)	0	(0.0)
		19	60,393	7,658	(12.7)	39,195	(64.9)	13,540	(22.4)	0	(0.0)
		24	57,249	6,239	(10.9)	36,283	(63.4)	14,727	(25.7)	0	(0.0)
		27	54,594	5,503	(10.1)	32,948	(60.4)	16,143	(29.6)	0	(0.0)
		28	53,866	5,296	(9.8)	31,999	(59.4)	16,571	(30.8)	0	(0.0)
		29	53,176	5,117	(9.6)	31,140	(58.6)	16,919	(31.8)	0	(0.0)
大網白里市	14	49,414	7,671	(15.5)	33,239	(67.3)	8,504	(17.2)	0	(0.0)	
	19	50,877	6,802	(13.4)	33,924	(66.7)	10,151	(20.0)	0	(0.0)	
	24	51,316	6,212	(12.1)	33,093	(64.5)	12,011	(23.4)	0	(0.0)	
	27	50,574	5,789	(11.4)	31,021	(61.3)	13,764	(27.2)	0	(0.0)	
	28	50,365	5,697	(11.3)	30,352	(60.3)	14,316	(28.4)	0	(0.0)	
	29	50,092	5,572	(11.1)	29,739	(59.4)	14,781	(29.5)	0	(0.0)	
九十九里町	14	20,759	2,659	(12.8)	13,483	(65.0)	4,617	(22.2)	0	(0.0)	
	19	19,677	2,148	(10.9)	12,575	(63.9)	4,954	(25.2)	0	(0.0)	
	24	18,319	1,789	(9.8)	11,258	(61.5)	5,272	(28.8)	0	(0.0)	
	27	17,303	1,573	(9.1)	9,951	(57.5)	5,779	(33.4)	0	(0.0)	
	28	16,963	1,527	(9.0)	9,568	(56.4)	5,868	(34.6)	0	(0.0)	
	29	16,607	1,413	(8.5)	9,243	(55.7)	5,951	(35.8)	0	(0.0)	
芝山町	14	8,757	1,220	(13.9)	5,584	(63.8)	1,953	(22.3)	0	(0.0)	
	19	8,514	1,039	(12.2)	5,404	(63.5)	2,071	(24.3)	0	(0.0)	
	24	7,995	864	(10.8)	4,993	(62.5)	2,138	(26.7)	0	(0.0)	
	27	7,643	795	(10.4)	4,566	(59.7)	2,282	(29.9)	0	(0.0)	
	28	7,582	784	(10.3)	4,471	(59.0)	2,327	(30.7)	0	(0.0)	
	29	7,482	752	(10.1)	4,356	(58.2)	2,374	(31.7)	0	(0.0)	
横芝光町	旧横芝町	14	15,117	1,981	(13.1)	9,714	(64.3)	3,422	(22.6)	0	(0.0)
		19	26,776	3,316	(12.4)	16,494	(61.6)	6,966	(26.0)	0	(0.0)
		24	25,741	2,963	(11.5)	15,357	(59.7)	7,421	(28.8)	0	(0.0)
		27	24,935	2,729	(10.9)	14,150	(56.7)	8,056	(32.3)	0	(0.0)
		28	24,617	2,654	(10.8)	13,788	(56.0)	8,175	(33.2)	0	(0.0)
		29	24,403	2,613	(10.7)	13,537	(55.5)	8,253	(33.8)	0	(0.0)
県総計	14	6,036,039	842,726	(14.0)	4,295,552	(71.2)	897,761	(14.9)	0	(0.0)	
	19	6,160,519	830,939	(13.5)	4,201,114	(69.0)	1,128,466	(18.3)	0	(0.0)	
	24	6,258,078	821,274	(13.1)	4,081,296	(65.2)	1,355,508	(21.7)	0	(0.0)	
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	0	(0.0)	
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	0	(0.0)	
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(62.0)	1,631,417	(26.0)	0	(0.0)	

出典：千葉県年齢別・町丁字人口（各年4月1日現在）

図3 - (2) 管内年齢5歳階級別人口構成図 (平成29年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成29年4月1日現在)

表3- (2) -イ 管内及び市町・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	211,431	6,313	7,570	8,305	9,726	10,468	9,634	10,432	11,188	14,013	14,398	13,327	14,721	16,817	20,176	14,272	11,535	8,976	5,974	2,726	743	117
男	105,008	3,240	3,899	4,279	5,081	5,397	5,070	5,472	5,830	7,409	7,349	6,663	7,415	8,569	10,388	7,073	5,330	3,726	1,966	702	134	16
女	105,804	3,073	3,671	4,026	4,026	5,071	4,564	4,960	5,358	6,604	7,049	6,664	7,306	8,248	9,788	7,199	6,205	5,250	4,008	2,024	609	101
東金市総数	59,671	2,022	2,266	2,433	2,865	3,689	3,106	3,208	3,254	4,061	4,161	3,720	4,123	4,522	5,294	3,699	2,895	2,117	1,419	620	165	32
男	29,693	1,027	1,147	1,247	1,535	1,882	1,667	1,662	1,729	2,124	2,117	1,846	2,062	2,253	2,707	1,820	1,360	863	472	144	26	3
女	29,978	995	1,119	1,186	1,330	1,807	1,439	1,546	1,525	1,937	2,044	1,874	2,061	2,269	2,587	1,879	1,535	1,254	947	476	139	29
山武市総数	53,176	1,386	1,739	1,992	2,441	2,487	2,346	2,435	2,648	3,393	3,644	3,478	3,828	4,440	5,252	3,655	3,057	2,412	1,573	718	220	32
男	26,639	746	897	1,057	1,263	1,290	1,243	1,342	1,366	1,783	1,907	1,769	1,971	2,338	2,718	1,826	1,371	998	523	187	38	6
女	26,537	640	842	935	1,178	1,197	1,103	1,093	1,282	1,610	1,737	1,709	1,857	2,102	2,534	1,829	1,686	1,414	1,050	531	182	26
大網白里市市総数	50,092	1,560	1,958	2,054	2,310	2,305	2,193	2,541	2,785	3,421	3,421	3,201	3,601	3,961	4,806	3,402	2,699	1,912	1,253	543	138	28
男	24,951	786	993	1,037	1,195	1,200	1,138	1,291	1,410	1,818	1,675	1,551	1,769	2,007	2,418	1,698	1,293	829	412	161	32	6
女	25,414	774	965	1,017	1,115	1,105	1,055	1,250	1,375	1,603	1,746	1,650	1,832	1,954	2,388	1,704	1,406	1,083	841	382	106	22
九十九里町総数	16,607	374	485	554	666	655	669	701	826	1,075	1,134	1,018	1,059	1,440	1,780	1,325	1,080	834	527	317	79	9
男	8,202	188	262	282	323	347	351	370	432	588	629	531	545	711	954	646	480	325	162	70	6	0
女	8,405	186	223	272	343	308	318	331	394	487	505	487	514	729	826	679	600	509	365	247	73	9
芝山町総数	7,482	194	261	297	318	330	358	355	428	475	499	470	535	588	694	472	413	382	268	109	35	1
男	3,759	96	137	148	159	163	191	200	236	265	266	233	269	311	368	238	206	163	79	24	7	0
女	3,723	98	124	149	159	167	167	155	192	210	233	237	266	277	326	234	207	219	189	85	28	1
横芝光町総数	24,403	777	861	975	1,126	1,002	962	1,192	1,247	1,588	1,539	1,440	1,575	1,866	2,350	1,719	1,391	1,319	934	419	106	15
男	11,996	397	463	508	606	515	480	607	657	831	755	733	799	949	1,223	845	620	548	318	116	25	1
女	12,407	380	398	467	520	487	482	585	590	757	784	707	776	917	1,127	874	771	771	616	303	81	14
千葉県総数	6,285,160	244,025	264,157	273,857	291,317	321,883	333,273	372,241	414,326	502,237	501,838	401,613	355,504	377,472	494,182	387,013	324,702	226,646	126,753	55,012	14,689	2,420
男	3,137,911	125,373	135,754	140,245	149,777	167,125	174,134	193,233	215,059	260,811	261,206	208,040	181,563	187,965	240,317	183,691	152,181	98,306	45,599	14,611	2,586	335
女	3,147,249	118,652	128,403	133,612	141,540	154,758	159,139	179,008	199,267	241,426	240,632	193,573	173,941	189,507	253,865	203,322	172,521	128,340	81,154	40,401	12,103	2,085

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成29年4月1日現在)

4 山武健康福祉センター(山武保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(平成29年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
腸内細菌検査	原則毎週火曜日 (ただし、火曜日または水曜日が祝日の週及び年末年始を除く)	9:00～11:00	
エイズ検査 B型C型肝炎ウイルス検査 【予約制】	日中即日検査	原則毎月第1・3月曜日 (ただし祝日の場合を除く)	13:00～14:00
	夜間検査	偶数月 第1月曜日 (4・6・8・10・12・2月)	17:00～18:00
親と子の心の相談 【予約制】	臨床心理士 毎月1回 精神科医師 偶数月1回	午後	
精神保健福祉相談 (心の健康相談) 【予約制】	第1・第3水曜日	14:30～16:30	
	第2・第4水曜日	14:00～16:00	
DV相談 (配偶者等の暴力相談)	電話相談	月～金曜日	(専用電話) TEL:0475 (54)2388
	来所相談 【予約制】	毎週月曜日	
障害のある人への差別に関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	(専用電話) TEL:0475 (54)3556
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～17:00	対象：九十九里町、芝山町、横芝光町の方
エイズに関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	

5 各種委員会

(1) 山武健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5-（1） 運営協議会委員名簿 （平成30年3月31日現在）
（順不同・敬称略）

現 職 名	氏 名
千葉県議会議員	阿 井 伸 也
千葉県議会議員	石 橋 清 孝
千葉県議会議員	松 下 浩 明
千葉県議会議員	實 川 隆
東金市長	志 賀 直 温
山武市長	椎 名 千 収
大網白里市長	金 坂 昌 典
九十九里町長	大 矢 吉 明
芝山町長	相 川 勝 重
横芝光町長	佐 藤 晴 彦
地方独立行政法人さんむ医療センター理事長	坂 本 昭 雄
山武郡市医師会長	伊 藤 よしみ
山武郡市歯科医師会長	山 崎 源 人
山武郡市薬剤師会長	中 村 克 弘
山武地域獣医師会長	新 垣 聡
千葉県看護協会山武地区部会長	石 原 照 子
山武保健所管内栄養士会長	上 木 名 慧 子
山武保健所管内食品衛生協会会長	長谷川 正 行
山武保健所管内食生活改善協議会長	小 川 千 鶴 子
千葉県連合婦人会横芝光町婦人会会長	齊 藤 みち子
学識経験者	越 川 英 子

(2) 山武保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成30年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
原医院院長	原 進
高根病院院長	水谷 文雄
千葉大学総合安全衛生管理機構講師	潤間 励子
司法書士・行政書士 肥田事務所所長	肥田 斎裕
学識経験者	高野 和枝

6 機構及び事務内容

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

センター長 (兼)保健所長(技) 副センター長 (兼)保健所次長(事) 副センター長 (兼)保健所次長(技)	総務企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品その他防疫資料に関すること。 2 調剤及び投薬に関すること。 3 献血推進に関すること。 4 保健師、助産師、看護師、栄養士等の身分に関すること。 5 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法の施行に関すること。 6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関すること。 7 死体解剖保存法の施行に関すること。 8 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法の施行に関すること。 9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律及び薬剤師法の施行に関すること。 10 地域保健福祉の総合的推進に係る企画調整に関すること。 11 保健、医療及び福祉に関する総合相談窓口に関すること。 12 保健、医療及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 13 衛生上の統計及び調査に関すること。 14 人口動態統計に関すること。 15 地域保健福祉に係る調査及び研究に関すること。 16 広報及び啓発に関すること。 17 災害対策に関すること。 18 健康福祉センター運営協議会に関すること。 19 健康福祉センター及び保健所の庶務に関すること。
	地域保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師業務に関すること。 2 母子保健事業に関すること。 3 成人・老人保健事業に関すること。 4 歯科保健事業に関すること。 5 衛生教育に関すること。 6 母体保護統計に関すること。 7 栄養改善業務に関すること。 8 給食施設指導に関すること。 9 調理師法の施行に関すること。 10 母子保健法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の施行に関すること。 11 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 12 自殺対策推進事業に関すること。 13 難病対策に関すること。 14 肝炎治療特別促進事業に関すること。 15 社会福祉事業に関すること。 16 民生委員及び児童委員に関すること。 17 災害救助法に関すること。 18 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関すること。 19 母子父子寡婦福祉資金に関すること。 20 母子生活支援施設及び助産施設入所に関すること。 21 介護保険に関すること。 22 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務（一時保護に係るものを除く。）に関すること。 23 生活困窮者自立支援法に関すること。 24 生活保護法の経理、医療、介護、統計事務に関すること。 25 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の施行に関すること（障害者相談センターにおいて所掌するものを除く）。 26 その他健康福祉センター内の他課等において所掌しない社会福祉に関すること。

生活保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法の事務に関する事。 2 生活保護に係る母子生活支援施設、助産施設への入所に関する事。 3 生活困窮者自立支援法における住居確保給付金に関する事。 4 生活保護受給者就労支援事業に関する事。
健康生活支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康危機対策に関する事。 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事。 3 エイズ対策、肝炎対策に関する事。 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事。 5 予防接種法の施行に関する事。 6 食品衛生法の施行に関する事。 7 魚介類行商販売営業取締条例の施行に関する事。 8 製菓衛生師法の施行に関する事。 9 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関する事。 10 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事。 11 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事。 12 狂犬病予防法の施行に関する事。 13 興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関する事。 14 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事。 15 住居衛生に関する事。 16 遊泳用プールの衛生に関する事。 17 化製場等に関する法律の施行に関する事。 18 温泉法の施行に関する事。 19 水道法（水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）の施行に関する事。 20 千葉県小規模水道条例の施行に関する事。 21 飲用井戸等の相談及び指導に関する事。
監査指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査に関する事。 2 社会福祉施設等（保護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査に関する事。 3 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査に関する事。 4 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等の実地指導に関する事。

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成29年5月1日現在)

	センター 長(所長)	副 センター 長(次長)	総 務 企 画 課	地 域 保 健 福 祉 課 (課長)	生 活 保 護 課 (課長)	健 康 生 活 支 援 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	計
合計	1	2	6	16(2)	8	24(11)	6	63(13)
医師	1							1
事務		1	3	5	8【1】		6【1】	23
薬剤師			2			3(1)【1】		5(1)
獣医師						2		2
保健師		1		6(1)【1】		3		10(1)
診療放射線技師						1		1
臨床検査技師						11(8)		11(8)
管理栄養士				1		3(2)		4(2)
精神保健福祉士				2				2
その他の技術職員				2(1)		1		3(1)
その他の職員			1					1
食品衛生監視員(再掲)	1					6		7
環境衛生監視員(再掲)	1					7		8

(注) 技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再掲とした。